木 中 経 第 ２ ５ ７ 号
令 和 8 年 10 月 26 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲孝一
（ 公 印 省 略 ）

見　積　依　頼　書

1 件　　名　冬用タイヤ購入（岐阜503む5376）
2 納 入 場 所　岐阜県美濃加茂市森山町4-9-20
美濃加茂管理所
3 納　　期　契約締結の翌日から30日間
4 内　容　等　別添、仕様書のとおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

1 現 場 説 明　実施しません。
2 見積参加要件　下記に掲げる全ての条件を満たしている者であること。
①岐阜県に本店、支店又は営業所等が存すること。
3 見 積 書 等
1）様 式 等　見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。
2）提出方法　FAXによる。（※FAX番号は、4）に記載された番号）
なお、FAXに拠りがたい場合は、持参又は郵送（一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。）による。
3）提出期限　令 和 8 年 11 月 9 日　12:00　まで
4）提 出 先　独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 山内
TEL　0587-97-3710　FAX　0587-97-1482
5）質 問 書　令 和 8 年 11 月 2 日　12:00　まで
※質問の回答については、 令 和 8 年 11 月 5 日 までにHPに掲載します。
6）見積回数　2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の
見積書提出の期限は　令和8年11月9日　16:00　までとします。
7）そ の 他　①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
4 見 積 結 果　見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
5 そ　の　他
1）契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
2）受注代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3）最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

【オープンカウンタ方式】

冬用タイヤ購入
（岐阜 503 む 5376）
仕　　様　　書

令和８年１０月

独立行政法人水資源機構
木曽川中下流用水総合管理所

冬用タイヤ購入（岐阜 503 む 5376）　仕様書

第１節　適用

本仕様書は、独立行政法人水資源機構木曽川用水総合管理所（以下、「機構」という。）が施行する冬用タイヤ購入（岐阜 503 む 5376）に適用する。

第２節　納入場所

岐阜県美濃加茂市森山町 4-9-20
　美濃加茂管理所

第３節　業務期間

契約締結の日から 30 日間

第４節　業務内容

既存の冬用タイヤ４本を新品タイヤに交換するものである。なお、ホイールは既存のものを使用するものとする。作業内容は、既存冬タイヤの引取、組替、バランス調整、既存廃タイヤの処分を含むものとする。

第５節　業務数量

納入数量及び規格は下表の通りである。

車両	サイズ	数量	仕様
ホンダ　シャトル （岐阜 503 む 5376）	185/60R15 84Q	４本	国産メーカー

第６節　疑義等

本仕様書に定めのない事項について疑義等が生じた場合は、発注者受注者が協議して定めるものとする。

FAX送信先　0587-97-1482

独立行政法人水資源機構 木曽川中下流用水総合管理所 経理課 山内 あて

令和　　年　　月　　日

独立行政法人水資源機構 分任契約職
木曽川中下流用水総合管理所長 津曲孝一 殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和8年10月26日に交付された件名：冬用タイヤ購入（岐阜503む5376）の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉
担当部署名：
担当者：
電話番号：
FAX番号：

◆くじ用数値

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧ください。

別　添

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例）

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

例）　・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
　　・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例）　・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

123+4=127

127÷2者=63　余り　1

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組　が契約の相手方となる。

例）　・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
○○工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

123+4+1=128

128÷3者=42　余り　2

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業　が契約の相手方となる。